東京電力株式会社 取締役社長 西澤俊夫 様

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

平成24年4月27日

福島県原子力損害対策協議会

会 長 福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 德 一

副会長 福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

原子力災害は福島県内全域にあまねく及んでいることから、これまで、「福島県原子力損害対策協議会」は、幾度にもわたる要求活動等を通し、県内全域・全県民を対象に、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実かつ迅速に行うよう強く求めてきたところである。

こうした中、本年3月16日、原子力損害賠償紛争審査会において「中間指針第二次追補」が取りまとめられ、避難区域等の見直しに伴う精神的損害や財物の賠償に関する考え方等が示されたが、東京電力による賠償の考え方や請求の方法等が明確にされておらず、多くの住民は今後の生活設計を立てることができずにいる。

原子力発電所事故から1年以上が経過した今も16万人を超える福島県民が県内外に避難し、長期にわたり住み慣れた故郷に戻ることができないことによる無常感や焦燥感など様々な感情と闘いながら、将来への大きな不安を抱え、日々厳しい生活を強いられている現状をしっかりと受け止め、原子力災害の原因者として誠意を持って被害者と真摯に向き合い、福島県民一人一人が生活や事業の再建を完全に果たすことができる十分な賠償を確実かつ迅速に行うべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要求する。

なお、当要求に対する回答は、平成24年5月18日(金)までに示すこと。

記

1 全ての損害の確実かつ迅速な賠償等

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるとの認識の下で、 「指針」に明記されていない損害も含め、損害の範囲を幅広く 捉え、福島県内全域·全県民·全事業所を対象に、誠意を持って 全ての賠償請求を受け付け、柔軟かつ速やかな支払いを行い、 被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うこと。
- (2) 被害者の円滑な救済に向け、被害者の視点に立った「指針」 の柔軟な解釈と運用の下で、個別具体的な事情等を十分に踏ま えたきめ細かな損害の類型化を行い、その賠償基準や請求方法 等を早急かつ明確に示すこと。

- (3) 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」については、被害者の合意を前提に受け 入れるとともに、被害者の直接請求においても、これらを踏ま えて対応し、迅速かつ円滑な賠償を行うこと。
- (4) 県内のみならず全国各地に避難している被害者のほか高齢者 や障がい者等の被害者に対する請求方法等の周知体制を早急に 強化し、全ての被害者が円滑に賠償請求を行うことができるよ うにすること。

2 政府による避難指示等に係る損害

- (1) 避難区域等の見直し等に係る損害(全体)
 - ア 政府による避難区域等の見直し等に係る損害については、 それぞれの区域、市町村、住民の置かれている状況や意向を 十分に考慮し、住民に大きな混乱や不公平が生じないよう配 慮しながら、柔軟に対応すること。
 - イ 現時点で想定される損害に限定することなく、今後新たに 生じることとなった損害についても確実に賠償すること。

(2) 精神的損害

- ア 長期にわたり帰還が困難な住民に対しては、移住や転居等 を強いられることを踏まえ、実態を反映した慰謝料的性質の 精神的損害の十分な賠償を行うこと。
- イ 避難指示解除までの期間が長期化した場合には、期間に応じた追加的賠償を確実に行うようにすること。
- ウ 避難指示解除準備区域及び居住制限区域における請求方法 については、月単位か一定期間分の一括支払いかを選択可能 とするなど、被害者それぞれの状況に応じた柔軟な対応を行 うこと。

(3) 財物価値の喪失又は減少等

ア 土地や建物の賠償は、家計や事業経営に及ぼす影響が大きく、被害者の将来設計に不可欠であることから、請求·支払い等の賠償全体に係るロードマップを示すとともに、避難指示等区域外の財物を含む具体的な損害の算定方法や請求方法等を早急に示すこと。

- イ いずれの避難指示区域にあっても、それぞれの住民に不公 平が生じないようにするとともに、被害者の一人一人が納得 する十分な賠償を行うこと。
- ウ 居住制限区域及び避難指示解除準備区域における不動産に ついては、政府指示により長期の避難を強いられ管理不能な 状態になったこと等によりその価値が失われたことから、帰 環困難区域に準じた賠償を行うこと。
- エ 古い家屋や文化財等の指定を受けた建造物等の一般的に市場性を有しない不動産に係る財物については、居住の実態や文化的価値等を踏まえ、当該財物の客観的価値を超えた十分な賠償を行うこと。
- オ 動産の賠償については、放射性物質の付着状況等の現状を 個別に把握することは著しく困難であることに加え、長期の 管理不能により、従来と同様の使用は困難であることから、 高額なものや代替性のないものを除き、一括・一定の賠償額 とするなどの算定基準を早急に示すこと。
- カ 農地、森林等については、営農等にとって不可欠かつ代替 不能な生産要素であることに加え、除染による放射線量の低 減には長期間を要するとともに、長期の不耕作等により広範 囲に荒廃が進むことから、将来的に生み出される付加価値や 管理費用等を含む賠償基準等を明確に示すこと。
- キ 財物の盗難被害や家畜等に荒らされた被害、地震等による 家屋被害が長期の放置により拡大した被害など複合的な要因 がある損害についても、長期の避難指示等に伴い管理不能に なったことにより財物の価値が喪失・減少したことは明らか であることから、原子力発電所事故と相当因果関係がある損 害として確実に賠償を行うこと。

(4) 営業損害

- ア 新たな地域において事業を再開·転業する場合については、 事業の再開·転業のために必要な設備費用等を確実に賠償す ること。
- イ 転業・転職や臨時の営業等によって得た利益等については、 確実に賠償額から控除しないようにするとともに、既に賠償 を行った事業所等に対しても遡って対応すること。

ウ いわゆる「のれん代」やブランド等の喪失に伴う損害についても確実に賠償すること。

(5) 就労不能等に伴う損害

- ア 転職や臨時の就労等によって得た給与等については、確実 に賠償額から控除しないようにするとともに、既に賠償を行 った勤労者に対しても遡って対応すること。
- イ 転職や臨時の就労等に伴い生じる資格の取得費用など新た な経済的負担についても、確実に賠償すること。

3 旧緊急時避難準備区域の損害

- (1) 旧緊急時避難準備区域内の滞在者や早期(第1期又は第2期)に帰還した住民についても、避難者と同等の精神的損害の 賠償を確実に行うこと。
- (2) 旧緊急時避難準備区域における財物については、長期にわたり避難を余儀なくされている実態等を考慮し、当該区域の住民が早期に帰還し生活再建を果たすことができるようにする観点からも、被害の実態に見合った賠償を行うこと。

4 自主的避難等に係る損害

- (1) 福島県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「中間指針第二次 追補」等の柔軟な解釈と運用により、十分な賠償を行うこと。
- (2) 平成24年1月以降の損害についても、被害の実態に見合った迅速かつ確実な賠償を行うこと。

5 除染等に係る損害

(1) 県内全域における財物の除染·検査の実施、それに伴う機器 の購入等に要する費用を全て賠償の対象とし、迅速に賠償を行うこと。